■■■ 千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク■■■

## 消費者被害注意報

2023年 8月

<sub>No.</sub> 109

## テレビショッピングで お試し購入したはずが、定期購入だった!?



## 事例

テレビショッピングで「健康食品」の紹介を見て、販売業者に注文するために電話したところ、「3か月は飲まないと効果があらわれない」との説明があったため、お試しのつもりで3箱を約1万円で注文した。その後、3箱届き、代金を支払った。



3か月後、販売業者から同じ商品 3 箱が再び届き、初めて定期購入であることが分かった。2回目の代金はなんと3万円と記載されていた。

すぐに販売業者に問い合わせたところ、「変更やキャンセルについては次回お届け予定日の IO 日前までに解約の電話を入れないと応じられない」と言われた。 2 箱飲んだがあまり効果が感じられず、胃に違和感も感じたため、最後の I 箱は飲むのを止めていた。これ以上は飲めないし、効き目も感じられない商品に高額な代金を支払いたくない。

## 消費者トラブル防止のために

- ▶ 電話注文時に販売業者から、別の商品や複数月分の商品を勧められても、興味がなければきっぱりと断りましょう。
- テレビショッピングのような「通信販売」は、原則クーリング・オフ対象外ですが、広告で触れられていない商品を電話で勧誘された場合は、「電話勧誘販売」となりクーリング・オフの対象になる場合がありますのであきらめず消費生活センターにご相談ください。
- ※健康食品を摂取して体調に異変を感じた場合は、速やかに摂取を 中止し、医師に相談しましょう。
- ※健康食品はあくまで補助的なものです。安易に健康食品で栄養の偏りや生活の乱れを解決しようとせず、まずは毎日の食事や運動の改善を図りましょう。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話 2043-207-3000

※月曜日~土曜日 9:00~16:30 ※祝日・年末年始は除く

発行: 千葉市消費生活センター TEL: 043-207-3602 FAX: 043-207-3111

